

別紙1

認可外保育施設指導監督の指針

第1 総則

1 この指針の目的及び趣旨

この指針は、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要に応じて、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。

なお、本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのものであり、認可外保育施設についても児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を満たすことが望ましく、認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)を満たす認可外保育施設を制度的に認める趣旨でないことは、従前のおりであること。

(留意事項1)この指針の対象となる「認可外保育施設」とは、児童福祉法第39条[保育所の定義]に規定する業務を目的とする施設であって第35条第4項の規定により都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長の認可を受けていないものをいい、第58条の規定により都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長の認可を取り消された施設を含むものであること。児童福祉法第59条第1項[認可外児童福祉施設に関する報告徴収等に関する規定]参照。

2 指導監督の事項及び方法

(1) 指導監督の事項

指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。

(2) 指導監督の方法

指導監督は、第2から第5までに定めるところに従って、行うもので

あること。

3 認可外保育施設の把握及び事前指導

(1) 認可外保育施設の把握

認可外保育施設については、管下市区町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また、消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携も、その把握のために有効であること。

(留意事項2)市区町村に協力を求めることの趣旨

認可外保育施設の設置状況は、地域の保育需要、保育所の整備状況等と少なからぬ関連を有することから、保育の実施主体である市区町村の協力を求めるものであること。

(留意事項3)消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨

都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、食品衛生法第19条に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第29条第3項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設（認可外保育施設を含む。）の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第4条に基づき、関係者（認可外保育施設の関係者を含む。）に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検査及び関係者への質問の権限が与えられていることから、これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や情報を得た場合には、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨、事項等を説明するとともに、指導監督基準の遵守を求めること。

第2 通常の指導監督

1 通則

通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うこと。

指導監督に当たっては、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、児童福祉法に基づき厳正に対処すること。

2 報告徴収

(1) 通常の報告徴収の対象

全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、原則として年1回以上、文書により、回答期限を付して、施設の運営状況等の報告を求めるものであること。その際、次のような場合に、報告するよう併せて指示すること。

① 事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合。

② 長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等の報告。

(留意事項4)長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い

認可外保育施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合、当該認可外保育施設に対して事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

- ・里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（児童福祉法第27条）
- ・母子生活支援施設等への措置（児童福祉法第23条）
- ・保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（児童福祉法第24条）
- ・ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（児発第330号児童家庭局長通知）
- ・子育て支援短期利用事業の活用（児発第374号児童家庭局長通知）

(2) 特別の報告徴収の対象

臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求めること。

なお、この際には、必要に応じて3(1)②の特別立入調査の実施を考慮すること。

3 立入調査

(1) 立入調査の対象

① 通常立入調査の対象

立入調査は、乳幼児を1日当たり概ね10人以上入所させる認可外保育施設について、年1回以上行うことを原則とすること。

(留意事項5)認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、全施設に対して年1回以上の立入調査を行うことが当面できない都道府県等にあつては、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。また、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、報告徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。しかしながら、これらの場合にあつても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

(留意事項6)ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいうものであること。ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。

ア 夜8時以降の保育

イ 宿泊を伴う保育

ウ 一時預かり

(留意事項7)利用している乳幼児が10人未満の認可外保育施設の取扱い

利用している乳幼児が10人未満の認可外保育施設（特にベビーホテル）についても、できる限り、この指針の定めるところにより指導監督を行うこと。

② 特別立入調査の対象

重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、随時、特別に立入調査を実施すること。

(2) 立入調査の手順

① 実施計画の策定

立入調査の実施計画は、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定すること。また、策定に当たっては、必要に応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図ることが望ましいこと。

(留意事項8)行政情報の提供について

「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」第9条第2項においては、他の部局や他の行政機関に対し、業務の遂行に必要な限度において、処理情報を保有目的以外の目的のために利用し又は提供することが認められており、この趣旨を踏まえれば、法人情報についても所掌事務の遂行に必要な限度で、他の部局や他の行政

機関との間で、認可外保育施設に関する行政情報を交換することは差し支えないと考えられること。

(留意事項9)以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。

- ・著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの
- ・著しく施設が狭隘なもの
- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの
- ・通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの

② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健婦、看護婦、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。

③ 市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。

④ 関係部局との連携

防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防
部局、衛生部局等と連携して指導を行うこと。

⑤ 新規把握施設への対応

年度途中に新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査
とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めること。

(留意事項10)速やかな立入調査ができない場合の処理

新規に把握された施設に優先して立入調査を行うべき施設が多数存在している場合な
ど、速やかな立入調査を行うことができない場合であっても、立入調査に先立つ施設の訪
問等を通じて、設置者又は管理者に対して、関係法令等の理解を促す等の措置を速やかに
採ること。

⑥ 事前通告

立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、
設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とするが、
特別立入調査が必要な場合等には、事前通告せずに実施することが適
当であること。

(留意事項11)問題を有すると考えられる施設に対する取扱い

留意事項9に掲げる「問題を有すると考えられる施設」については、通常の立入調査を
実施する場合であっても、事前通告せずに実施することや、事前通告期間を短くするなど
の工夫が必要であること。

⑦ 保育従事者及び保護者からの聴取

立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行う
ことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取す
ること。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の
保護者等から事情を聴取すること。

⑧ 口頭の助言、指導等

立入調査の結果に応じ、その際に、必要と認められる助言、指導等を口頭により行うこと。

⑨ 指導監督結果の検討

立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じること。具体的には、第3から第4までに規定するところによること。

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

1 通則

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求めると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図ること。

2 改善指導

(1) 改善指導の対象

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うこと。ただし、緊急の必要があるときは、文書により改善指導を行うことなく、3の改善勧告等又は第4の事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置を採ること。

(2) 改善指導の手順

① 改善指導の内容

立入調査実施後概ね1か月以内に、改善されなければ改善勧告等の

対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知すること。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること。また、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めること。

② 改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設に対する特別立入調査を行うこと。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様であること。

3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めずに、改善勧告又は公表を行うこと。特に、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告又は公表を行うこと。

- ①著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ②著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- ③その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

(留意事項12)指導監督基準に適合していない次のような事例は、上記の各場合に該当するものであること。

- ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」及び「2. 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」の「(2)保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては1人）以上は、保育士又は看護婦の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの

- ・「4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を3階以上に設ける建物は、以下のイからハまでをいずれも満たすこと」に関して、ロに規定する屋外階段を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は避難用トラップが設置されていないもの
- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(2) 改善勧告の手順

① 改善勧告の内容

文書による改善指導における報告期限後(改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあっては立入調査実施後)概ね1か月以内に、改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知すること。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して文書で報告を求めること。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限(この期限は、3年以内とすること)を付して移転を勧告すること。

② 関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ること。

③ 確認

改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、特別立入調査を行うこと。回答期限が経過しても報告がない場合も、同様であること。

(3) 利用者に対する周知及び公表

① 利用者に対する周知

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる必要があること。

② 公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、必要に応じ、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について広報するとともに、報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対しても同様に公表、広報するよう要請すること。

(留意事項13)公表は、行政指導たる改善勧告に従わないことのみをもって行うことは不適當であるが、3(1)に該当して事業停止命令又は施設閉鎖命令を発するに値する事実がある場合においては、利用者や地域住民の保護の観点から事実の公表を行うことができるものであること。

③ 弁明の機会の付与

公表に当たっては、事前に、弁明の機会を付与することが適當であること。

(留意事項14)弁明の機会の付与は、行政手続法第30条の考え方を準用して、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面によって通知して行うことが適當であること。

- ・ 予定される公表の内容
- ・ 公表の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う暇がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。

(留意事項15)「事業停止命令」及び「施設閉鎖命令」の意義

- ・「事業停止命令」は、期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいうこと。
- ・「施設閉鎖命令」は、施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいうこと。

(留意事項16)施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携すること。この場合にあって、利用者や地域住民を保護するための周知及び公表等は、引き続き行うこと。

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

① 弁明の機会の付与

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与すること。

(留意事項17)弁明の機会の付与は、行政手続法第29条から第31条までに定めるところにより、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面によって通知して行うこと。

- ・予定される命令の内容
- ・命令の原因となる事実
- ・弁明書の提出先及び提出期限

② 児童福祉審議会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童

福祉審議会の意見を聴くこと。

③ 事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

児童福祉審議会の意見を聴き速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命ずること。通常は事業停止命令を先ず考慮すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発することとする。

④ 緊急時の手続の特例

事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となることが明らかであって児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、改善指導、改善勧告、弁明の機会の付与、児童福祉審議会からの意見聴取の手続を経ることなく、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものであること。

この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、児童福祉審議会に対しては事後速やかに報告すれば足りること。

(留意事項18)行政手続法第13条において、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるときは、弁明の機会の付与を行うことなく不利益処分をすることが可能とされており、また、事後に弁明の機会の付与を行うことは必要とされていないこと。

(3) 公表

事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について広報するとともに、報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対しても同様に公表、広報するよう要請すること。

第5 情報提供

1 市区町村等に対する情報提供

市区町村及び消防部局や衛生部局等との連携により指導監督に当たる必要

があるため、報告徴収及び立入調査等の状況については、適宜、市区町村等に情報の提供を行うこと。

2 一般への情報提供

地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供すること。管下市区町村に対しても、同様に地域住民への情報提供を求めること。

(留意事項19)情報提供は、次の方法で行うことが適当であること。

①提供情報の項目及び方法

把握している全施設について、その名称、所在地、設置者、面積、保育従事者数、文書指摘事項等の事実を、同一の項目で同一の形態により提供すること。報告徴収又は立入調査時に無回答又は把握できなかった事項については、その旨を記載すること。

②情報の更新

随時に情報を更新する又は立入調査終了時に情報を更新する等、情報の更新方法をあらかじめ明らかにした上で、これを更新すること。

③参考情報

指導監督基準、児童福祉施設最低基準等、認可外保育施設に係る情報の提供を行うに当たって参考となる関連情報を併せて提供するとともに、認可外保育施設を選ぶ際の視点などを示すことが望ましいこと。

第6 雑則

1 記録の整備

都道府県等は、認可外保育施設ごとに、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備すること。

2 厚生労働省への報告

第3の3又は第4の措置を講じた場合は、厚生労働省に報告されたいこと。